

第21回
定時株主総会　招集ご通知

（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）

株式会社ダイヤモンドダイニング
証券コード：3073

Diamond Dining Group

日時
平成29年5月26日（金曜日）
午前10時（午前9時半開場）

場所
東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日経ビル3階　日経ホール

※末尾の「株主総会会場のご案内図」を
ご参照いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の株主の皆様への
お土産等の配布はございません。

決議事項
第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　吸収分割契約承認の件
第3号議案　定款一部変更の件
第4号議案　取締役1名選任の件
第5号議案　監査役2名選任の件
第6号議案　取締役に対する譲渡制限付
株式の割当のための報酬決定の件

〈企業理念&ビジョン〉

GIVE "FUN & IMPACT" TO THE WORLD.

～世界中に楽しみと驚きを届けたい～

私たちが目指すのは、『世界一のエンターテインメント企業グループ』です。
ワクワク・ドキドキするような楽しみと、
アッと思わせるサプライズをご提供したいという想いを実現し、
お客様の感動と歓喜を創造し続けることが私たちの使命です。

〈行動指針〉

熱狂宣言

お客様が『熱狂』的に喜ぶ笑顔を見たい。
それが私たちの一番の願いです。
お客様に『熱狂』していただくために、まず私たち自身が本気で『熱狂』し、
新しい店舗づくりを追求いたします。



Atsuhisa Matsumura

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社グループは、当連結会計年度（平成28年３月１日から平成29年２月28日まで）におきまして、売上高、営業利益及び経常利益において、過去最高を更新いたしました。

また、平成28年９月１日付で㈱ゼットン（証券コード：3057）を持分法適用関連会社化し、事業上のシナジー効果の実現を目指してまいりました。

なお、株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、更なる株主様満足度の向上を目的として、「株主ご優待券（お食事券）」もしくは「DDマイル（当社グループ独自のポイント制度）」をご選択いただきました株主の皆様へのご優待を、前期より５割増しいたしましたのでご報告いたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

松村 厚久

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（5ページ～21ページ）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。議決権の行使には以下の2つの方法がございます。

株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。
（ご捺印は不要です）

株主総会日時：平成29年5月26日（金曜日）午前10時
株主総会会場：日経ホール

「議決権行使書」をご郵送いただく場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。
（下記の行使期限までに到着するようにご返送ください）

行使期限：平成29年5月25日（木曜日）
午後6時まで

[議決権行使書のご記入方法]

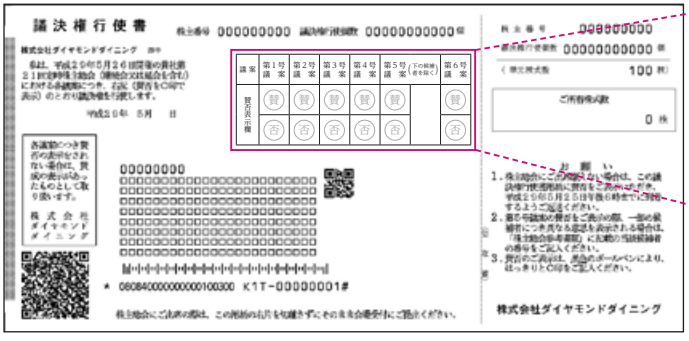

▼ こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案（下の候補者を除く）		第6号議案
賛否表示欄	賛	賛	賛	賛	賛		賛
	否	否	否	否	否		否

■賛成する場合 → “賛” を○で囲んでください。

■否認する場合 → “否” を○で囲んでください。

※各議案につきまして、賛否の記載がない場合、“賛”の表示があったものとしてお取扱いいたします。

証券コード 3073
平成29年５月10日

株　主　各　位

東京都港区芝四丁目１番23号
三田ＮＮビル18階
株式会社ダイヤモンドダイニング
代表取締役社長　松　村　厚　久

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年５月25日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成29年５月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区大手町一丁目３番７号
日経ビル　３階　日経ホール
（末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項　１．第21期（平成28年３月１日から平成29年２月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第21期（平成28年３月１日から平成29年２月28日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　吸収分割契約承認の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　取締役１名選任の件
第５号議案　監査役２名選任の件
第６号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬決定の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
　本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.diamond-dining.com/）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載いたしておりません。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.diamond-dining.com/）に掲載させていただきます。
　当日ご出席の株主の皆様へのお土産等の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けていると同時に、将来の事業展開に備えて内部留保の充実に努めることを基本方針としております。

平成29年２月期の連結業績におきましては、株主の皆様をはじめとした多くの関係者の皆様方からのご支援により、過去最高となる売上高、営業利益、経常利益を達成することができました。

株主の皆様への継続的利益還元、平成29年２月期通期業績結果、中長期的な事業展開等を総合的に勘案いたしまして、平成29年２月期の期末配当につきましては、直近の配当予想に対して3円00銭を増額し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類　　金銭
② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき15円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は114,159,600円となります。
③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年５月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　吸収分割契約承認の件

当社と当社の完全子会社である株式会社ダイヤモンドダイニング分割準備会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、平成29年９月１日を効力発生日として、当社の営業本部が所管する飲食事業を、吸収分割承継会社に承継させるための会社分割（以下「本会社分割」といいます。）を行うことに合意し、かかる本会社分割のための吸収分割契約を平成29年４月20日に締結いたしました。

本議案は、本会社分割にかかる吸収分割契約の内容について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、平成29年９月１日付で、当社は「株式会社DDホールディングス」に、吸収分割承継会社は「株式会社ダイヤモンドダイニング」に、それぞれ商号を変更する予定であります。

１．吸収分割を行う理由

当社、連結子会社10社、非連結子会社２社及び持分法適用関連会社１社の計14社からなる当社グループは、『GIVE "FUN & IMPACT" TO THE WORLD.』を企業理念のもと、食材・手作り・コンセプト・内装・エンターテインメント等に『熱狂』的にこだわったサービス提供を通じ、全てのお客様の満足の先にある「ワクワク・ドキドキ」する感動や歓喜をさらに『熱狂』へ促すお店作りを追求しております。

平成７年６月の創業以降、現在は飲食事業を中心に、当社グループビジョンである『世界一のエンターテインメント企業グループ』の実現に向け、アミューズメント事業、ウェディング事業へも事業領域を拡大し、平成29年２月末現在、国内外合わせて273店舗（持分法適用関連会社を含め343店舗）を直営展開しております。

このような状況下、当社は吸収分割を行い持株会社体制に移行することにより、主に①各事業及び本社機能における人材及び資金等の経営資源配分の最適化、②M&Aを活用した業容拡大を目的とする機動的な組織体制構築の推進、③各事業における収益性及び経営責任を明確化し、経営人材の育成を図ることにより、グループ経営体制を強化し、グループ競争力を高め、更なる企業価値向上を目指します。

２．吸収分割契約の内容

当社と吸収分割承継会社が平成29年４月20日に締結した吸収分割契約は、次のとおりであります。

吸　収　分　割　契　約　書（写）

平成29年４月20日

【吸収分割会社】
東京都港区芝四丁目１番23号 三田NNビル18階
甲　株式会社ダイヤモンドダイニング
代表取締役　松村　厚久

【吸収分割承継会社】
東京都港区芝四丁目１番23号 三田NNビル18階
乙　株式会社ダイヤモンドダイニング分割準備会社
代表取締役　鹿中　一志

上記の吸収分割会社甲と、吸収分割承継会社乙は、甲の営業本部が所管する飲食事業（以下、「本件事業」という。）を分割して、乙に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり契約を締結したので、本契約締結の証として本書１通を作成し、上記に記名押印のうえ、甲が原本１通を保有し、乙がその写し１通を保有する。

（吸収分割）
第１条　甲は、本件事業を分割し、乙はこれを承継する。
２．本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。
（１）吸収分割会社
商　号　：株式会社ダイヤモンドダイニング（但し、平成29年９月１日付で「株式会社DDホールディングス」に商号変更予定。）
住　所　：東京都港区芝四丁目１番23号 三田NNビル18階
（２）吸収分割承継会社
商　号　：株式会社ダイヤモンドダイニング分割準備会社（但し、平成29年９月1日付で「株式会社ダイヤモンドダイニング」に商号変更予定。）
住　所　：東京都港区芝四丁目１番23号 三田NNビル18階

（承継する権利義務）
第２条　乙は、本吸収分割に際し、【別紙（承継権利義務明細書）】に基づき、平成29年２月28日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これらに本吸収分割の効力発生日に至るまでの増減を加除したうえで確定する本件事業に関する資産、負債、契約上の地位及びこれらに付随する一切の権利義務を、本吸収分割の効力発生日において、甲から承継する。但し、不法行為によって生じた債務は承継されないものとする。

２．債務の承継は重畳的（併存的）債務引受の方法によるものとし、本吸収分割により乙が甲から承継する債務全てについて、甲は引き続き乙と連帯して債務を負担するものとする。
但し、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償できるものとする。

（吸収分割対価の交付及び割当て）
第３条　乙は、本吸収分割に際して、普通株式1,800株を新規発行し、その全てを甲に割り当てる。

（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）
第４条　乙が、本吸収分割により増加する資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。
（１）資本金　　金9,000万円（増加後の資本金は金１億円）
（２）資本準備金　　金0円
（３）利益準備金　　金0円

（効力発生日）
第５条　本吸収分割の効力発生日は、平成29年９月1日とする。但し、本吸収分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議のうえ、これを変更することができる。
２．前項但し書の場合、甲は、平成29年９月1日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日の前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

（分割承認総会）
第６条　甲は、本吸収分割の効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する承認を求めるものとする。
２．乙は、本吸収分割の効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会の決議（会社法第319条第１項の規定により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を求めるものとする。

（競業避止義務の免除）
第７条　甲は、本吸収分割後においても、本件事業に関し会社法第21条第１項の規定は類推適用されず、競業避止義務を負わないものとする。

（会社財産の善管注意義務）
第８条　甲及び乙は、本契約締結日から本吸収分割の効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、その業務執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意のうえ、これを行うものとする。

（分割条件の変更及び吸収分割契約の解除）
第９条　本契約締結日から本吸収分割の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産あるいは経営状態に重大な変更が生じたとき、若しくは隠れた重大な瑕疵が発見されたときは、甲及び乙は協議のうえ、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（分割契約の効力）
第10条　本契約は、甲乙それぞれにおいて必要とされる各機関による承認又は法令に定める関係諸官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

（本契約に定めのない事項）
第11条　本契約に定める事項の他、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙は協議のうえ、これを決定する。

【別紙】

承継権利義務明細書（写）

１．承継する資産、負債
本吸収分割の効力発生日において、本件事業に属する次に掲げるとおりの資産、負債とする。但し、本件事業に属するものかどうか解釈上の疑義を避けるために記載しており、承継する資産、負債は、下記に記載したものに限定されない。

（１）流動資産
本件事業に属する現金及び預金、売掛金、原材料、預け金、前払費用、立替金、未収入金、繰延税金資産等の流動資産

（２）固定資産
①　有形固定資産
本件事業に属する建物（但し、不動産登記法第２条第１号で定義される不動産に該当しないもの）、建物附属設備、工具、器具及び備品、リース資産、建設仮勘定等の有形固定資産
②　無形固定資産
本件事業に属するソフトウエア等の無形固定資産
③　投資その他の資産
本件事業に属する出資金（関係会社株式を除く）、長期前払費用、差入保証金、繰延税金資産等の投資その他の資産

（3）流動負債
　本件事業に属する買掛金、借入金、リース債務、未払金、設備関係未払金、割賦未払金、未払費用、前受金、前受収益、資産除去債務等の流動負債（但し、社債を除く）

（4）固定負債
　本件事業に属する借入金、長期未払金、長期割賦未払金、長期前受収益、資産除去債務等の固定債務（但し、社債を除く）

2．雇用契約等
　本吸収分割の効力発生日において、本件事業に主として従事する労働者（店舗従業員、パートナー、パートタイマー、アルバイト、臨時従業員、短時間等正社員、現地で採用された者以外の海外勤務者、65歳までの継続雇用者、他社出向中の者、採用内定者等を含む。以下同じ。）に関する全ての雇用契約及び労使協定は、乙に承継しない。
　なお、甲は、本吸収分割の効力発生日において、本件事業に主として従事する労働者を、甲に在籍させたまま乙に出向させ、以降、乙において本件事業に従事させるものとする。この場合の乙における出向に関する条件は、甲及び乙が別途協議のうえ決定する。

3．承継するその他の権利義務等
（1）雇用契約以外の契約等
　本吸収分割の効力発生日において、甲が締結している本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれに基づいて発生した一切の権利義務とする。但し、本吸収分割により乙に承継させることが当該各契約に定める甲の義務に抵触し、かつ、当該各契約の免除について当該各契約の相手方の同意が得られない場合、又は、甲の契約上の地位等を乙に承継させるために当該各契約において必要とされる手続きを甲が効力発生日の前日時点において履行できる見込みがない場合、その他当該各契約上の地位等を乙に承継させることにより甲又は乙に著しい不利益が発生する場合、当該各契約上の地位等を承継対象権利義務から除外する。

（2）知的財産
　本件事業に属する甲の特許、実用新案、商標、意匠、著作に関する一切の知的財産は、乙には承継しないものとし、乙が本件事業の継続に使用するものについては、別途協議のうえ、甲が乙に使用を許諾する。

（3）許認可等
　甲の許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切（但し、グループ運営等に関する事業部門が管理するものを除く）とする。

3．会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

（1）次に掲げる事項の相当性に関する事項

① 吸収分割承継会社が交付する株式の数の相当性

吸収分割承継会社は、本会社分割に際して普通株式1,800株を発行し、その全てを当社に割当交付します。

吸収分割承継会社の発行済株式の全てを、当社が所有していることから、交付株式数は、これを任意に定めることができると認められるため、当社と吸収分割承継会社の協議により１株当たりの純資産額等を考慮して決定したものであり、相当であると判断しております。

② 吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額の相当性

吸収分割承継会社が本会社分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本会社分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する権利義務に照らして相当な額であると判断しております。

（単位：百万円）

吸収分割承継会社	資本金	資本準備金	利益準備金
株式会社ダイヤモンドダイニング分割準備会社	90	0	0

（2）吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社は、平成29年３月30日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	0
流動資産		（純資産の部）	
現金及び預金	10	資本金	10
資産合計	10	負債純資産合計	10

（3）吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分等、会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

該当事項はありません。

（4）当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等、会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

該当事項はありません。

第３号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、第２号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、平成29年９月１日付で、これまでの事業会社から持株会社体制（同日付で「株式会社DDホールディングス」へ商号変更予定）へ経営組織を変更したいと存じます。

これに伴い、第２号議案が承認可決されることを条件として、現行定款第１条（商号）及び第２条（目的）を変更し、あわせて、平成29年９月１日に効力を発生する旨の附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総　則	第１章　総　則
（商号）	（商号）
第１条　当会社は、株式会社ダイヤモンドダイニングと称し、英文ではDiamond Dining Co., Ltd.と表示する。	第１条　当会社は、株式会社DDホールディングスと称し、英文ではDD Holdings Co., Ltd.と表示する。
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。 1. 飲食店及び喫茶店の経営 2. 飲食店及び喫茶店の企画・設計・開発・運営及びコンサルタント業務 3. 各種インテリアデザイン・グラフィックデザイン・WEBデザイン・企画・立案 4. 食肉魚介類の仕入及び加工販売、惣菜の製造・加工販売、宅配事業、通信販売 5. 不動産の売買・賃貸・管理・仲介・斡旋の業務 6. 工業・商業デザインの設計・製作・請負・管理 7. 有価証券の取得及び保有 8. 投資事業組合財産の運用及び管理	第２条　当会社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。 1. 飲食店および喫茶店の経営 2. 飲食店および喫茶店の企画・設計・開発・運営およびコンサルタント業務 3. 各種インテリアデザイン・グラフィックデザイン・WEBデザイン・企画・立案 4. 食肉魚介類の仕入および加工販売、惣菜の製造・加工販売、宅配事業、通信販売 5. 不動産の売買・賃貸・管理・仲介・斡旋の業務 6. 工業・商業デザインの設計・製作・請負・管理 7. 有価証券の取得および保有 8. 投資事業組合財産の運用および管理

現行定款	変更案
9. 投融資業務の経理事務及び審査業務の受託	9. 投融資業務の経理事務および審査業務の受託
10. 酒類、清涼飲料、果実飲料、加工食品、冷凍食品、農畜産水産物類、調味料、乳製品、菓子類等の食品の販売及び通信販売、輸出入	10. 酒類、清涼飲料、果実飲料、加工食品、冷凍食品、農畜産水産物類、調味料、乳製品、菓子類等の食品の販売および通信販売、輸出入
11. 農畜産水産物類、冷凍食品、清涼飲料、果実飲料の製造・加工	11. 農畜産水産物類、冷凍食品、清涼飲料、果実飲料の製造・加工
12. 第10号及び第11号に掲げるものの問屋業、仲立業、代理業	12. 第10号および第11号に掲げるものの問屋業、仲立業、代理業
13. 物流システムの開発に関する業務	13. 物流システムの開発に関する業務
14. 倉庫業	14. 倉庫業
15. 貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業	（削　除）
16. 映像ソフト・音楽ソフト・ゲームソフト及び書籍の販売並びにレンタル業務	15. 映像ソフト・音楽ソフト・ゲームソフトおよび書籍の販売ならびにレンタル業務
17. カラオケハウスの企画・運営	16. カラオケハウスの企画・運営
18. 遊戯場の企画・運営及び遊技機のレンタル業務	17. 遊戯場の企画・運営および遊技機のレンタル業務
19. インターネット・複合カフェの企画・運営	18. インターネット・複合カフェの企画・運営
20. 化粧品販売店の企画・運営並びに卸売業務	19. 化粧品販売店の企画・運営ならびに卸売業務
21. スパ施設の企画・運営	20. スパ施設の企画・運営
22. 古物の販売並びにレンタル業務	21. 古物の販売ならびにレンタル業務
23. 衣料品及び衣料品関連物品の製造、小売、卸売、輸出入	22. 衣料品および衣料品関連物品の製造、小売、卸売、輸出入
24. 食料品及び食料品関連物品の製造、小売、卸売、輸出入	23. 食料品および食料品関連物品の製造、小売、卸売、輸出入
25. フランチャイズ・チェーン或いはライセンス加盟事業による加盟店募集及び加盟店に対する市場調査、経営企画、店舗の設計・施工及び財務管理・労務管理の指導並びに教育	24. フランチャイズ・チェーンあるいはライセンス加盟事業による加盟店募集および加盟店に対する市場調査、経営企画、店舗の設計・施工および財務管理・労務管理の指導ならびに教育
26. フランチャイズ・チェーン或いはライセンス加盟事業による加盟店の品揃えの指導とこれに伴う必要商品の仕入ルートの斡旋及び販売上必要な資材の供給	25. フランチャイズ・チェーンあるいはライセンス加盟事業による加盟店の品揃えの指導とこれに伴う必要商品の仕入ルートの斡旋および販売上必要な資材の供給
27. スポーツ施設・教室の企画・運営	26. スポーツ施設・教室の企画・運営
（新　設）	27. 学習教材・システム等販売代理およびコンサルタント業務
28. 農耕及び畜産事業	28. 農耕および畜産事業
29. 経営、労務及び経理事務等事務代行業	29. 経営、労務および経理事務等事務代行業
30. 金銭の貸付、その代理及び貸借の媒介並びに保証	30. 金銭の貸付、その代理および貸借の媒介ならびに保証

現行定款	変更案
31. 国内外のホテル、結婚式場およびそれに類する施設の企画、立案、運営、管理、経営およびコンサルタント業 32. 結婚披露宴、会食、宴会、パーティの企画、運営、実施、斡旋および紹介 33. 上記各号に附帯する一切の業務 第３条～第45条　（条文省略） （新　設）	31. 国内外のホテル、結婚式場およびそれに類する施設の企画、立案、運営、管理、経営およびコンサルタント業 32. 結婚披露宴、会食、宴会、パーティの企画、運営、実施、斡旋および紹介 33. 上記各号に附帯する一切の業務 第３条～第45条　（現行どおり） 附　則　本定款第１条（商号）および第２条（目的）の規定は、平成29年９月１日付で変更後の効力を有するものとするが、本定款変更の法的効力発生は、すべて、同年同日実行の吸収分割の法的効力発生前とする。なお、本附則は、平成29年９月１日の経過をもって、株主総会による承認決議を得ることなく、将来に向かって自動的に全文削除される。

第４号議案　取締役１名選任の件

グローバルでの更なる事業成長を加速するため、取締役１名の選任をお願いするものであります。

稲本健一氏は、増員として選任される取締役ですので、その任期は、当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
いなもと　けんいち 稲本　健一 （昭和42年12月11日生）	平成３年４月　有限会社コボデザイン 入社 平成６年７月　株式会社テイストグループ 入社 平成７年10月　株式会社ゼットン 設立 代表取締役 平成19年３月　zetton Ocean Room PTY.LTD. 代表取締役 平成20年11月　ZETTON INC. 代表取締役（現任） 平成23年９月　株式会社アロハテーブル 代表取締役（現任） 平成28年３月　株式会社ゼットン 代表取締役会長（現任） （選任理由） 当社は、平成28年７月15日付で株式会社ゼットンと資本業務提携契約を締結しておりますが、同社の代表取締役会長（現任）である稲本健一氏は、略歴のとおり、名古屋証券取引所セントレックス市場に上場する同社の創業者であり、創業来約21年、同社の代表取締役として国内外合計売上高101億円（平成28年２月期）の企業グループに育て上げ、現在も代表取締役として同社グループを牽引しております。	０株

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
	一方、当社は、当社グループのビジョンである『世界一のエンターテインメント企業グループ』実現のためには、好調な国内事業の収益拡大を一層推進する一方で、海外事業における基盤作り、収益構造化、更なる同事業拡大が不可欠であると認識しております。 今般、当社は、株式会社ゼットンの創業者であり代表取締役である稲本氏が、当社グループのビジョン実現、ひいては海外事業展開・拡大には不可欠な人物であると判断するとともに、稲本氏は上場企業代表取締役として長年の経験や能力を有することから、客観的に経営の監督を遂行することが可能であり、当社の取締役に相応しい人物であると判断し、新たに取締役候補者として選任を内定いたしました。 なお、稲本氏は、現任の株式会社ゼットン代表取締役会長を平成29年５月25日開催予定の株式会社ゼットン第22回定時株主総会終結の時をもって辞任する予定であります。	

（注）取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第５号議案　監査役２名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役齋藤哲男氏及び監査役石田茂之氏の２名が任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の選定に当たりましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	さいとう　てつお 齋藤　哲男 （昭和29年３月25日生）	昭和52年４月　東京証券取引所（現：株式会社日本取引所グループ）入所 平成９年５月　株式会社ワークツー 代表取締役（現任） 平成18年４月　アラックス株式会社 監査役（現任） 平成21年５月　当社社外監査役（現任） 平成24年６月　ディーエムソリューションズ株式会社 監査役（現任） 平成27年12月　株式会社キャリアデザインセンター 取締役（現任） 平成28年３月　株式会社大塚商会 取締役（現任） （選任理由） 上場会社等での豊富な監査経験及び企業経営に関する知見、また旧東京証券取引所における上場企業の適正な経営に関する豊富な知識を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。	3,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	いしだ　しげゆき 石田　茂之 （昭和37年8月8日生）	昭和61年４月　株式会社エーピー 入社 平成５年７月　同社 代表取締役（現任） 平成16年８月　株式会社ル・ショコラ・デュ・ディアマン 設立 代表取締役 平成18年10月　株式会社メディアシーク 監査役 平成25年５月　当社社外監査役（現任） （選任理由） これまでの海外事業を含めた豊富な企業経営の知識と経験、また、上場企業における監査役としての経験を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。	600株

（注）１．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
２．齋藤哲男、石田茂之の両氏は、社外監査役候補者であります。
３．齋藤哲男、石田茂之の両氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、齋藤哲男氏は８年、石田茂之氏は４年となります。
４．当社と齋藤哲男、石田茂之の両氏とは、それぞれ会社法第427条第１項及び当社定款第39条第２項の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,200万円又は同法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としており、本議案が承認された場合、当社は齋藤哲男、石田茂之の両氏のそれぞれと、当該契約を継続する予定であります。
５．当社は、齋藤哲男、石田茂之の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第６号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成23年５月26日開催の当社第15回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役24百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいておりますが、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、取締役につき、年額60百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）として設定いたしたいと存じます。

なお、譲渡制限付株式の割当は、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の取締役は５名（うち社外取締役２名）であり、第４号議案のご承認が得られた場合、取締役は６名（うち社外取締役２名）となります。

記

当社の取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

１．譲渡制限付株式の割当及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当を受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

２．譲渡制限付株式の総数

取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数60,000株（うち社外取締役分に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数10,000株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

３．譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当に際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当を受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

（１）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当を受けた取締役は、１年間から３年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

（２）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当を受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（１）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（３）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当を受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（４）組織再編における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び当社完全子会社の取締役に対し、割り当てる予定です。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年３月１日から
平成29年２月28日まで）

１．企業集団の現況

（１）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

（単位：千円、％）

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	29,820,349	30,509,871	689,522	2.3
営業利益	952,897	1,641,231	688,334	72.2
経常利益	889,811	1,435,975	546,163	61.4
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△262,038	648,538	910,577	－
営業利益率	3.2	5.4		＋2.2ポイント

当連結会計年度（平成28年３月１日から平成29年２月28日まで）におけるわが国経済は、企業業績や雇用情勢の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあり緩やかな景気回復の基調が続いております。企業の設備投資においては持ち直しの動きがみられ、企業収益の改善等を背景に増加していくことが期待されています。しかしながら、海外景気においては緩やかな回復が続くことが期待されるものの、中国を始めとするアジア新興国の経済の先行きや政策に関する不確実性による影響及び金融資本市場の変動の影響には留意する必要があります。

このような環境下、当社グループは、『世界一のエンターテインメント企業グループ』へ向けた収益基盤強化を図るため、当連結会計年度におきましては、高収益ブランド店舗の新規出店及び新規ブランドの店舗開発に注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社及び連結子会社の店舗展開状況につきましては、21店舗の新規出店、10店舗の業態変更（業態変更による店舗統合により１店舗減）、12店舗の退店に

より直営店舗数は273店舗となり（国内 平成29年２月28日現在、海外 平成29年１月２日現在）、当社グループの連結業績は、売上高30,509,871千円（前連結会計年度比2.3%増）、営業利益1,641,231千円（前連結会計年度比72.2%増）、経常利益1,435,975千円（前連結会計年度比61.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は648,538千円（前連結会計年度は262,038千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント業績は以下のとおりであります。

『飲食事業』　（単位：千円、%）

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	22,466,486	22,449,578	△16,907	△0.1
セグメント利益	1,623,910	2,210,995	587,084	36.2
セグメント利益率	7.2	9.9		+2.6ポイント

当連結会計年度における飲食事業は、既存店におきましては「コンセプト」・「空間」・「ストーリー」を一層魅力あるものにし、お客様のリピート率向上を図るため、従来以上にQSC（Quality：品質、Service：サービス、 Cleanliness：清潔さ）の強化・徹底に取り組んでまいりました。

出店状況につきましては、都内を中心に15店舗展開する高収益ブランドの「わらやき屋」ブランド大阪１号店を新規出店するとともに、新規ブランドとして「日光金谷ホテル」協力のもと、クラフト（＝手作り）をコンセプトとした“日本の洋食”をご提供する「NIKKO KANAYA HOTEL CRAFT GRILL」、揚げたて天ぷら・お惣菜を食べ放題でご提供する「天ぷら食べ放題Gachi」等を出店する等、業容拡大並びに更なるブランドポートフォリオの拡充にも努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の店舗展開状況につきましては、14店舗の新規出店、10店舗の業態変更（業態変更による店舗統合により１店舗減）、10店舗の退店、アミューズメント事業への移管による１店舗減により計221店舗（国内 平成29年２月28日現在、海外 平成29年１月２日現在）となり、売上高は22,449,578千円（前連結会計年度比0.1%減）、セグメント利益は2,210,995千円（前連結会計年度比36.2%増）となりました。

『アミューズメント事業』　（単位：千円、％）

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	7,317,439	8,029,404	711,964	9.7
セグメント利益	1,132,257	1,118,450	△13,806	△1.2
セグメント利益率	15.5	13.9		△1.5ポイント

当連結会計年度におけるアミューズメント事業は、ビリヤード・ダーツ・カラオケ部門では新規顧客層の獲得に注力する一方、「DDマイル」会員様向けのイベントを開催する等リピーターのお客様満足度を向上させる施策を導入する等、既存店舗のブラッシュアップに努めてまいりました。

複合カフェ部門では非稼動エリア・非稼動時間帯の稼動向上策及び各種キャンペーンを実施することで集客力向上に取り組む一方、会員様向け専用アプリを利用したPR活動を開始し、リピート率向上を図った上で、ご来店戴いたお客様の満足度を向上させる施策強化等にも注力してまいりました。

出店状況につきましては、ビリヤード・ダーツ・カラオケ部門においては大阪初出店となる「BAGUS心斎橋」を含め首都圏及び関西圏に既存ブランド４店舗を出店するとともに、新規ブランドとして“限られたゲストのみが時をシェア”する会員制の店舗「under」や「Carpet TOKYO」、また、ジャパンスタイルのガストロパブ＆スポーツバー「THE PUBLIC SIX」を出店する等、業容拡大並びに更なるブランドポートフォリオの拡充にも努めてまいりました。

なお、当連結会計年度においては、７店舗の新規出店（前連結会計年度４店舗）を行ったことや既存店売上高が堅調に推移したことにより、売上高においては前連結会計年度比で増収となったものの、新店及び既存店舗において戦略的な設備投資をしたことにより減価償却費等が増加し、利益面においては前連結会計年度比で減益となっております。

以上の結果、当連結会計年度の店舗展開状況につきましては、７店舗の新規出店、飲食事業からの移管による１店舗増、２店舗の退店により計52店舗となり、売上高は8,029,404千円（前連結会計年度比9.7%増）、セグメント利益は1,118,450千円（前連結会計年度比1.2%減）となりました。

『ライセンス事業』　（単位：千円、％）

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	36,423	30,888	△5,534	△15.2
セグメント利益	17,767	14,822	△2,945	△16.6
セグメント利益率	48.8	48.0		△0.8ポイント

当連結会計年度におけるライセンス事業は、１店舗の閉店により計８店舗となり、当連結会計年度の売上高は30,888千円（前連結会計年度比15.2%減）、セグメント利益は14,822千円（前連結会計年度比16.6%減）となりました。

なお、当連結会計年度より、セグメント利益について、従来は調整額に表示していた一部の金額を各報告セグメントに含めております。これは、内部管理上のセグメント利益把握方法の統一に伴うものであります。

前連結会計年度のセグメントの業績は、変更後のセグメント利益の把握方法に基づき組替えて表示しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において当社及び連結子会社は、21店舗の新規出店、10店舗の業態変更（業態変更による店舗統合により１店舗減）を実施いたしました。

この結果、当社グループでは1,658,275千円（内差入保証金248,082千円）の設備投資を実施し、店舗展開及び収益基盤の拡充を図りました。

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金として、資金の借入により4,202,776千円の調達を実施いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、平成28年９月１日付で新たに株式を取得したことにより株式会社ゼットン（証券コード3057）を持分法適用関連会社の範囲に含めております。

（2）財産及び損益の状況

①　当社グループ

区　　分	平成26年２月期	平成27年２月期	平成28年２月期	平成29年２月期（当連結会計年度）
売上高（千円）	24,776,318	26,079,240	29,820,349	30,509,871
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	168,961	385,795	△262,038	648,538
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	70.99	54.36	△36.62	86.52
総資産（千円）	12,422,285	14,686,602	15,872,295	18,737,640
純資産（千円）	2,990,708	3,378,442	3,192,203	3,955,895
１株当たり純資産（円）	1,264.20	473.21	430.03	512.04

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
２．平成27年３月１日を効力発生日として、普通株式１株を３株へ株式分割しておりますが、平成27年２月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産を算出しております。
３．「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益又は当期純損失（△）」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）」に変更しております。

② 当社

区分	第18期（平成26年２月期）	第19期（平成27年２月期）	第20期（平成28年２月期）	第21期（当事業年度）（平成29年２月期）
売上高（千円）	14,254,600	13,841,707	14,538,383	14,537,474
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	787,520	155,404	△1,063,826	161,841
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	330.90	21.90	△148.66	21.59
総資産（千円）	8,466,153	10,487,757	10,388,534	13,111,501
純資産（千円）	2,515,014	2,610,998	1,518,131	1,838,634
１株当たり純資産（円）	1,063.12	365.07	208.75	241.49

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

２．平成27年３月１日を効力発生日として、普通株式１株を３株へ株式分割しておりますが、平成27年２月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産を算出しております。

（3）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社サンプール	10,000千円	100%	飲食事業（居酒屋、レストラン等の運営・企画）
株式会社ゴールデンマジック	100,000千円	100%	飲食事業（居酒屋、レストラン等の運営・企画）、ライセンス事業
株式会社バグース	92,400千円	100%	アミューズメント事業（ダーツ、ビリヤード施設等の運営・企画）
株式会社 The Sailing	10,000千円	100%	ウェディング事業の運営・企画
Diamond Dining International Corporation	1,000千ﾄﾞﾙ	100%	飲食事業（居酒屋、レストラン等の運営・企画）
Shokudo Japanese LLC.	－	間接100%	飲食事業（居酒屋、レストラン等の運営・企画）
Buho Waikiki LLC.	－	間接100%	飲食事業（居酒屋、レストラン等の運営・企画）
Diamond Dining Singapore Pte. Ltd.	4,439千 ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙﾄﾞﾙ	100%	飲食事業（居酒屋、レストラン等の運営・企画）
Diamond Wedding LLC.	－	間接100%	ウェディング事業の運営・企画
Diamond Dining Macau Limited	16,000千 ﾏｶｵﾊﾟﾀｶ	間接 60%	飲食事業（居酒屋、レストラン等の運営・企画）

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

（4）対処すべき課題

当社グループが属する居酒屋・レストラン業界及びアミューズメント業界におきましては、従来からの景気の先行き不透明感による個人消費の伸び悩みや業界内企業間競争の激化等が引き続き予想され、今後も厳しい経営環境が続くものと予測されます。

このような環境下、以下のような当社グループの課題に取り組んでまいる方針であります。

① 既存事業の高収益体質化による財務体質強化及び株主様に対する利益還元強化について

当社グループの今後の成長・事業拡大、財務体質強化及び株主様に対する利益還元の強化には、既存事業の高収益体質化によるキャッシュ・フローの増大が不可欠であると考えております。既存事業の高収益体質化を実現するため、平成30年２月期においては当連結会計年度に引き続き、集約した高収益ブランドの新規出店及び更なるブラッシュアップによるブランド価値向上、新ブランドの開発及び同ブランドの新規出店によるブランドポートフォリオの拡充、店舗オペレーション力強化によるお客様満足度向上、マーケティング強化による集客力向上とリピート率の引き上げ、センター物流の更なる強化等、仕組み活用及び本部業務効率化によるコスト低減に積極的に取り組んでまいります。また、財務体質強化及び株主様への利益還元強化につきましては、上述のとおり既存事業から生まれるキャッシュ・フローを増大させつつ、現金及び預金4,955,769千円（平成29年２月28日現在、当社及び連結子会社合計）の有効的・戦略的活用により、増配等の株主還元策を順次検討・実施してまいります。

② グループシナジーの最大化及びグループ経営力の向上・効率化について

当社グループは、運営する店舗間において最大限のシナジー効果を発揮させるため、お客様を当社グループの店舗間で回遊いただき、当社グループ全体のリピーターとして定着していただくことが重要であると考えております。また、お客様満足度向上及び店舗利用における利便性の更なる強化に向け、予約コールセンター機能の拡充、24時間オンライン予約システムの認知度向上、「DDマイル会員」の更なる増加により、グループ全体でのお客様回遊促進、リピート率向上を中心に取り組むことで、グループシナジーの最大化を図ってまいります。

また、間接部門である本部機能を当社グループ内で共通化することにより、間接コストの低減を図っております。今後も間接コスト低減に努力する一方、店舗支援機能の強化にも積極的に取り組み、当社グループ経営力の向上・効率化を図ってまいります。

③ 人材の確保・育成等について

当社グループの今後の成長・事業拡大には、正社員だけでなくパートナー（アルバイト）を含めた人材の確保、人材の育成が必要不可欠であります。

現在、当社グループでは正社員に比べ流動性の高いパートナーに対し、教育プロジェクトを実施し教育システムを確立させることにより、更なるパートナーの能力向上による店舗オペレ

ーション力向上は勿論のこと、大幅な早期退職削減を実現させ、長く働ける店舗環境作りを進めていく方針であります。

また、当社グループの将来ビジョンを共有している正社員に対しては、QSCに対する意識向上といった店舗回りの人材教育だけでなく、経営者視点を持ちながらブランドマネジメント可能な人材へと育成することが急務であります。当社グループでは経営者視点を持つ正社員を育てていくために、「理念浸透」を重要課題としており、年に２回開催されるダイヤモンドダイニングコンベンション（当社グループ全社員が集う集会）や社内報の制作及び配布等の施策によりロイヤリティの高い正社員を増やしていく方針であります。正社員の人材の確保については、即戦力となる中途採用に加え、将来経営幹部候補となる新卒採用を積極的に強化していく方針であります。

（5）主要な事業内容（国内 平成29年２月28日現在、海外 平成29年１月２日現在）

① 飲食事業

従来の飲食店とは一味違った「非日常性」と「食への熱狂的なこだわり」を基本コンセプトとしたレストラン及び居酒屋を自社グループで業態開発し、国内では都心部及び首都圏主要都市を中心に直営にて展開しております。

また、海外では米国ハワイ州において直営にて展開しております。

② アミューズメント事業

「BAGUS」ブランドにて高級感のあるビリヤード、ダーツ、カラオケ、シミュレーションゴルフ、複合カフェ等の店舗を都内中心に直営にて展開しております。

③ ライセンス事業

これまで自社グループで開発し直営展開しておりました業態の一部をライセンス化及びフランチャイズ化し、主に飲食事業を行っている外部の法人企業様へ販売を開始しております。

当社及び連結子会社は、株式会社ダイヤモンドダイニング117店舗、株式会社ゴールデンマジック99店舗、株式会社サンプール２店舗、株式会社バグース52店舗、Shokudo Japanese LLC.１店舗、Buho Waikiki LLC.２店舗舗の計273店舗を直営にて展開しております。

また、株式会社ゴールデンマジックでのライセンス事業におきまして、８店舗のライセンス店舗を展開しております。

（6）主要な営業所（国内 平成29年２月28日現在、海外 平成29年１月２日現在）

株式会社ダイヤモンドダイニング
　本　社　　東京都港区芝四丁目１番23号
　　三田NNビル18階
　店　舗　　117店舗
株式会社ゴールデンマジック
　本　社　　東京都港区芝四丁目１番23号
　　三田NNビル18階
　店　舗　　99店舗
株式会社サンプール
　本　社　　東京都港区芝四丁目１番23号
　　三田NNビル18階
　店　舗　　２店舗
株式会社バグース
　本　社　　東京都港区芝四丁目１番23号
　　三田NNビル18階
　店　舗　　52店舗
株式会社吉田卯三郎商店
　本　社　　東京都港区芝四丁目１番23号
　　三田NNビル18階
株式会社土佐社中
　本　社　　高知県高知市秦南町一丁目５番54号
株式会社 The Sailing
　本　社　　東京都港区芝四丁目１番23号
　　三田NNビル18階
Diamond Dining International Corporation
　本　社　　1675 South State St. SuiteB, Dover City, Kent County,
　　Delaware, U.S.A
Shokudo Japanese LLC.
　本　社　　1585 Kapiolani Boulevard, Suite 905, Honolulu,
　　Hawaii, U.S.A
　店　舗　　１店舗

Buho Waikiki LLC.
本　社　1585 Kapiolani Boulevard, Suite 905, Honolulu, Hawaii, U.S.A
店　舗　2店舗
Diamond Dining Singapore Pte.Ltd.
本　社　70 Bendemeer Road, #04-01 Luzerne Singapore 339940
Diamond Wedding LLC.
本　社　1675 South State St. SuiteB, Dover City, Kent County, Delaware, U.S.A
Diamond Dining Macau Limited
本　社　Avenida da Praia Grande NO. 763, Edificio Lun Pong, 8 Andar D, Macau

（7）使用人の状況（国内 平成29年２月28日現在、海外 平成29年１月２日現在）

①　企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
飲食事業	608名[2,945名]
アミューズメント事業	137名[578名]
ライセンス事業	1名[0名]
その他	133名[79名]
合計	879名[3,602名]

（注）１．使用人数は就業人員であります。
２．使用人数欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
514名[1,855名]	22名減[9名増]	33.5歳	4.6年

（注）１．使用人数は就業人員であります。
２．使用人数欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
３．当社の使用人数には、連結子会社に使用人を出向させた人員は含みません。

（8）主要な借入先の状況（国内 平成29年２月28日現在、海外 平成29年１月２日現在）

借入先	借入金残高
シンジケートローン（注）１．	1,311,000千円
シンジケートローン（注）２．	625,000千円
シンジケートローン（注）３．	168,750千円
株式会社三井住友銀行	2,164,626千円
株式会社みずほ銀行	1,819,165千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	894,467千円
株式会社横浜銀行	872,816千円
株式会社りそな銀行	370,000千円
株式会社東邦銀行	249,904千円
株式会社高知銀行	212,600千円

（注）１．株式会社横浜銀行をアレンジャーとするその他１行からの協調融資によるものであります。
２．株式会社横浜銀行をアレンジャーとするその他４行からの協調融資によるものであります。
３．株式会社横浜銀行をアレンジャーとするその他１行からの協調融資によるものであります。

（9）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

（1）株式の状況（平成29年２月28日現在）

① 発行可能株式総数　29,064,000株

② 発行済株式の総数　7,779,900株

（注）平成25年新株予約権の権利行使により423,000株増加しております。

③ 株主数　8,320名

④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数（株）	持株比率（％）
松村厚久	2,811,900	36.95
株式会社松村屋	744,000	9.78
アサヒビール株式会社	345,000	4.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	227,800	2.99
J.P. MORGAN SECURITIES LLC-CLEARING（常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	72,000	0.95
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	66,200	0.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	62,500	0.82
大和証券株式会社	57,900	0.76
日本生命保険相互会社（常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	56,800	0.75
米田明夫	53,100	0.70

（注）1．自己株式を除く発行済株式の総数に対する、保有株式数の割合の高い上位10位の株主を記載しております。
2．持株比率は、自己株式を控除して算出しております。
3．上記のほか、当社所有の自己株式169,260株があります。

（2）新株予約権等の状況（平成29年２月28日現在）

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

発行決議日		平成27年４月27日
新株予約権の数		2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		当社普通株式　200,000株 （新株予約権１個につき　100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり　3,800円 （１株当たり　38円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　132,800円 （１株当たり　1,328円）
新株予約権の行使期間		自　平成29年５月１日 至　平成30年４月30日
行使の条件		（注）
新株予約権の交付状況	当社取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 交付者数　－人
	当社執行役員	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 交付者数　－人
	当社重要な使用人	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 交付者数　－人
	当社子会社取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 交付者数　－人
	その他	新株予約権の数　200個 目的となる株式数　20,000株 交付者数　１人

（注）新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の時価総額が250億円を超え、かつ新株予約権者又は新株予約権者が代表取締役を務める会社が当社との間で事業に関するコンサルティング契約又はアドバイザリー契約を締結していることを要する。
新株予約権の一部行使はできないものとする。
その他の条件については、新株予約権者と締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

（3）会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年２月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松村厚久	株式会社サンプール　代表取締役
取締役	鹿中一志	営業統括 株式会社The Sailing　代表取締役
取締役	樋口康弘	管理本部長 Diamond Dining International Corporation Director
取締役	森田雅也	
取締役	中川有司	株式会社ユニオンゲートグループ　代表取締役
常勤監査役	西村康裕	
監査役	齋藤哲男	株式会社ワークツー　代表取締役
監査役	石田茂之	株式会社エーピー　代表取締役

（注）１．取締役２名　森田雅也氏、中川有司氏は社外取締役であります。
２．監査役３名　西村康裕氏、齋藤哲男氏、石田茂之氏は、社外監査役であります。
３．当社は株式会社東京証券取引所に対して、森田雅也氏、中川有司氏、西村康裕氏、齋藤哲男氏、石田茂之氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
薬師寺祥行	平成28年５月27日	任期満了	海外担当

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項及び社外取締役にあっては当社定款第29条第２項、社外監査役にあっては当社定款第39条第２項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については1,800万円又は会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額、社外監査役については1,200万円又は同法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

④　取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人数	支　　給　　額
取　　締　　役 （うち社外取締役）	6名 （2）	162,100千円 （5,400）
監　　査　　役 （うち社外監査役）	3名 （3）	12,450千円 （12,450）
合　　計 （うち社外役員）	9名 （5）	174,550千円 （17,850）

（注）1．取締役の報酬総額は、平成23年５月26日開催の第15回定時株主総会において、年額300百万円以内（内、社外取締役24百万円以内）と決議いただいております。
2．監査役の報酬総額は、平成21年10月９日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。
3．取締役の報酬等の額には、使用人分給与は含まれておりません。
4．期末現在の人員は、取締役５名、監査役３名であります。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

・取締役 中川有司氏は、株式会社ユニオンゲートグループの代表取締役であります。当社は、株式会社ユニオンゲートグループとは特別の関係はありません。

・監査役 齋藤哲男氏は、株式会社ワークツーの代表取締役であります。当社は、株式会社ワークツーとは特別の関係はありません。

・監査役 石田茂之氏は、株式会社エーピーの代表取締役であります。当社は、株式会社エーピーとは特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	主　な　活　動　状　況
取締役 森田雅也	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から当社の法律に係る事項、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに関し、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 中川有司	当事業年度において平成28年５月27日の就任以降に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。経営者としての幅広い経験に基づく経営管理体制全般への見識によって、適宜、必要な発言を行っております。
常勤監査役 西村康裕	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。必要に応じ、銀行等における豊富な経験、取りわけ審査・監査に関する高度な見識によって、適宜取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、豊富な経験と高い見識に基づき、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 齋藤哲男	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。必要に応じ、株式会社東京証券取引所勤務経験に基づく上場会社運営に関する見識によって、適宜取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、豊富な経験と高い見識に基づき、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 石田茂之	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。必要に応じ、海外事業を含めた豊富な企業経営の知識と経験、また、上場企業における監査役としての経験によって、適宜取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、豊富な経験と高い見識に基づき、適宜、必要な発言を行っております。

（4）会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
公認会計士法第２条第１項の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	46,170千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,170千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．上記報酬額には消費税等3,420千円を含んでおります。
３．監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目、監査時間の実績等を総合的に判断し、報酬額の妥当性を検討した結果、上表の会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑥　会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分等の内容の概要

イ．処分対象　　新日本有限責任監査法人（所在地：東京都千代田区）

ロ．処分内容　　・契約の新規の締結に関する業務の停止　３月
（平成28年１月１日から同年３月31日まで）
・業務改善命令（業務管理体制の改善）
※併せて、同日、約21億円の課徴金納付命令に係る審判手続開始を決定
（平成28年１月22日付で21億1,100万円の課徴金納付命令を決定）

ハ．処分理由　　・新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の平成22年３月期、平成24年３月期及び平成25年３月期における財務書類の監査において、７名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
・当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

（5）業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関する「内部統制システムの基本方針」を制定し、その後の改定を経て、平成29年４月14日開催の取締役会において、その一部を改定いたしました。改定後の「内部統制システムの基本方針」は以下のとおりであります。

１．当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（１）当社は、「グループ企業理念」「グループビジョン」及び「グループ行動指針」を経営の基本として策定し、当社及び子会社はその規模や特性に応じて業務運営の効率性及び情報の正確性の確保並びにコンプライアンス推進体制の整備に努めるものとする。これを実践するため、コンプライアンスの推進を目的とした「コンプライアンス規程」を制定し、法令及び定款を遵守することはもとより、社会的規範を遵守することにより、高い企業倫理に基づいた誠実かつ公平な企業活動を遂行するものとする。また、当社並びに子会社の取締役及び使用人が法令・条例・契約・定款・社内規程及び社会的規範の遵守を基本的責務として継続的に行うことにより、公正かつ適切な企業活動の実現と企業の社会的責任を果たすことによる社会との調和を図るものとする。

（２）当社は、「コンプライアンス規程」及び「経営会議規程」に基づき、経営会議内に「コンプライアンス部会」を置き、当社並びに子会社の取締役及び執行役員へのコンプライアンスに係る情報の共有を継続的に図るとともに、コンプライアンス推進体制の監視及び改善を目的として、コンプライアンスに係る重要事項を審議決定するものとする。

（３）当社は、コンプライアンス推進体制の強化のため、内部通報に係る社内窓口及び社外窓口を設置し、「内部通報規程」に基づき、専用電話番号及び専用電子メールアドレスへのアクセス等を通じて、当社並びに子会社の取締役、使用人とその家族又はそれに準じる者、並びに当社及び子会社の取引先の取締役及び使用人からの通報を受け付け、法令、社内規程及び社会的規範等に対する違反行為の防止、早期発見と是正及び再発防止に努めることにより、コンプライアンス推進体制の実効性を高めるものとする。

（4）当社は、「インサイダー取引等の管理に関する基準」に基づき、金融商品取引法のインサイダー取引の規制に関して、当社及び子会社の内部情報を適正に管理するとともに、インサイダー取引を未然に防止し、一般投資家等のステークホルダーの信頼に応え、当社及び子会社の健全な発展を図るものとする。
（5）当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善を図るものとする。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
（1）当社の取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、当社の所管する部署は、その保存媒体に応じて、適切かつ検索性の高い状態で保存・管理（廃棄を含む）するものとする。また、当該文書等については、当社の取締役及び監査役が必要に応じて常時閲覧することができるものとする。
（2）内部監査室は、「文書管理規程」に定める当社の文書保管責任者と連携のうえ、文書等の保管及び管理状況を監査するものとする。
（3）「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項を報告するものとする。また、当該文書等については、当社の取締役及び監査役が必要に応じて常時閲覧することができるものとする。

3．当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社及び子会社における損失の危険の管理については、「危機管理規程」に基づき、当社並びに子会社の取締役及び執行役員を中心として、当社及び子会社の各本部において、危機事案に対する監視・把握を継続的に行い、常時危機事案に対する意識を高めることにより、危機管理体制の充実を図るものとする。
（2）当社は、「危機管理規程」及び「経営会議規程」に基づき、経営会議内に「危機管理部会」を置き、当社並びに子会社の取締役及び執行役員への危機事案の管理状況の報告・検討を継続的に行い、潜在する危機事案に対する情報の抽出と評価を実施することにより、予め危機事案の回避に努めるとともに、危機事案の発生時の対応等を定めるものとする。
（3）当社は、社内外で想定される将来の危機事案を分析・整理し、当社及び子会社の各部門において、対策を事前に講じることにより、危機管理体制の更なる強化を図るものとする。

4．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、当社及び子会社の取締役会を原則第７営業日に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することに加え、経営に関する事項については、「経営会議」（当社及び子会社の取締役、執行役員、常勤監査役が参加する会議）を原則週１回開催し、当社及び子会社の取締役会から付託された範囲において、会社の業務執行に関する重要事項を審議決定するものとする。

（2）当社及び子会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき、その責任者が「職務権限規程」及び「決裁権限基準」に則った決定を行う体制とするものとする。

（3）当社及び子会社の取締役会は、当社並びに子会社の取締役、執行役員及び使用人が共有する全社目標として年度予算を策定し、当社並びに子会社の取締役及び執行役員は目標達成のために注力するものとする。また、目標達成の進捗管理状況は、当社及び子会社の取締役会における月次報告、経営会議における適宜報告等により行い、これに伴う必要な審議及び決定は、関係する諸規程に基づいて行うものとする。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）原則として、当社の取締役及び使用人が子会社の取締役若しくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を監視できる体制とするものとする。また、当社は子会社の内部統制に関する担当部署を設置し、子会社との内部統制に関する協議、情報の共有化、指導、助言の伝達等が効率的に行われるシステムを構築するものとする。なお、子会社に対しては、当社の内部監査室及び監査役・監査役会が直接監査できる体制とし、その報告は直接当社及び子会社の代表取締役に報告される体制とするものとする。

（2）当社及び子会社間取引においては、法令・会計その他社会的規範に則った適正な取引を行うものとする。また、子会社の計数管理に関しては、「業務分掌規程」に基づき、財務経理部門が分掌するものとし、連結決算作成の管理監督を行うものとする。

（3）当社及び子会社は、当社グループの経営方針に基づき、方針と施策につき綿密な協議を行い、互いに合意した経営計画に沿った企業経営を行うものとする。また、当社は子会社の業務執行状況を適宜検討し、「関係会社管理規程」に基づく合議・承認事項については、適切な対応を行うものとする。

6．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

（1）当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命するものとする。その場合、当該使用人の任命、異動、評価等の人事権に係る事項については、当社の監査役会の意見を尊重するものとし、当社の取締役からの独立性の確保に努めるものとする。

（2）当社の監査役の職務を補助する使用人は、その職務の遂行にあたり、当社の監査役からの指示にのみ従うものとし、当該使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に努めるものとする。また、重要事項の職務の遂行については、内部監査室等が適宜監査役を補助する体制とするものとする。

7．当社の監査役への報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（1）当社の取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人（これらの者から報告を受けた者を含む。以下、本項においては同じ。）は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うものとする。

（2）当社の取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人は、当社及び子会社の業務又は業績に与える重要な事項について、当社の監査役に報告するものとし、職務遂行に関する法令違反、定款違反、及び不正行為や社会的規範を逸脱した行為の事実、又は当社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告を行うものとする。

（3）当社の監査役は、職務の遂行に必要な情報について、当社の取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人に対して、常時直接説明を求めることができるものとする。

（4）当社グループの内部通報制度とその窓口の適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス推進体制の実効性を損なう問題について、当社の監査役への迅速かつ適切な報告体制を確保するものとする。

（5）上記（1）及び（2）の報告をした者に対しては、当該報告を理由として、いかなる不利な取扱いもしてはならないものとする。また、当社グループの内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いもしてはならないものとすることを規定し、適切に運用するものとする。

8．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役会は、「監査役監査基準」に基づき、当社及び子会社の代表取締役と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題、当社及び子会社の監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見交換し、代表取締役との相互認識を高めるものとする。また、当社の監査役は、当社並びに子会社の取締役会及び経営会議の他、意思決定の過程、執行状況の把握のために適宜部会等の会議に出席することができるものとし、必要に応じて会計監査人、内部監査室と相互に緊密に連携する体制を確保し、さらに当社の監査役が顧問弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他外部の有識者を活用することができる体制も整えるものとする。

9．当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、当社の監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じるものとする。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）当社及び子会社は、反社会的勢力との一切の関係を排除し、これら反社会的勢力からの不当要求に対しては、法的対応を含め毅然とした対応を行うものとし、当社並びに子会社の役員及び使用人に対してその徹底を図るものとする。

（2）反社会的勢力との関係を遮断するため、取引契約に「暴力団排除条項」を定め、相手が反社会的勢力であることが判明した場合には、関係を速やかに解消する取り組みを行うものとする。

（3）反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応部署は管理本部とし、当社並びに子会社の役員及び執行役員を中心として、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応するものとする。

（6）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての当事業年度の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合し、効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、定例取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時開催することで、法令及び社内規程に従った重要な業務執行を決議によって決定し、各取締役の業務執行の状況に関する詳細な報告を受けることにより、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるように努めました。また、「取締役会規程」及び「経営会議規程」に基づき、取締役会の専決事項を除く経営上の重要事項については経営会議において決議を行い、意思決定の迅速化と効率性の向上を図りました。

2．コンプライアンス体制

当社は、「コンプライアンス規程」及び「経営会議規程」に基づき、経営会議内に「コンプライアンス部会」を置き、社内のコンプライアンス遵守の状況を定期的に確認することにより、未然の防止、早期の発見及び解決、再発防止を継続的に図るとともに、コンプライアンス教育として法令の遵守に関する研修を実施することにより、役員及び使用人へのコンプライアンス意識の浸透、定着及び向上を図りました。

また、当社は「内部通報規程」に基づき、内部通報窓口を設置しております。当事業年度におきましては、従来の社内窓口とは別に、より独立性の高い社外窓口を設置したことにより、当社並びに子会社の役員及び使用人がコンプライアンス違反に関する通報を可能とする選択肢を広げ、コンプライアンスの実効性の向上を図りました。なお、通報のあった事項については、迅速かつ適切な対応と監査役への定期的な報告を行いました。

3．危機管理体制

当社は、「危機管理規程」及び「経営会議規程」に基づき、経営会議内に「危機管理部会」を置き、監視及び把握すべき危機事案に対する管理状況を報告し、未然防止、早期解決、再発防止を図りました。また、災害発生時の対応について、従業員に対する安否確認の訓練を定期的に実施し、周知徹底を図りました。

4．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めに基づく各種規程にて保存期間を設定し、情報の適切な保存及び保管を行いました。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営管理は、「業務分掌規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、当社の管理本部が子会社の経営管理体制を整備及び統括するとともに、当社の取締役又は使用人を子会社の取締役若しくは監査役へ派遣し、子会社における業務の適正性を監視しました。また、内部監査室による子会社への内部監査を実施し、業務の適正性を確保しました。

6．当社の監査役の職務執行について生ずる費用等の処理

当社は、当社の監査役の職務遂行について生ずる費用の前払い又は償還について、所定の手続きに従い、適切な運用を行いました。

7．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」等に従い、取締役会、経営会議その他重要会議に出席し、稟議案件の審議、重要情報及び問題点の報告を受けた上で、経営業績の分析、対策及び評価を検討することにより、職務遂行を監督並びに法令及び定款等への適合性を確保し、監査の実効性の向上を図りました。

また、会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を行い、内部統制システム全般をモニタリングすることにより、効率的な運用についての助言を行うとともに監査の実効性の向上を図りました。

8．反社会的勢力排除の体制

新規取引先に対しては、反社会的勢力への該当の有無を事前に調査し、継続取引先に対しても同様の調査を年１回実施しましたが、当事業年度におきましては反社会的勢力に該当する取引先は確認されませんでした。また、取引契約では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には契約を解除できる「暴力団排除条項」を明記するとともに、役員及び使用人の入社時には反社会的勢力との関わりを持たない旨の「誓約書」を提出することにより、反社会的勢力の排除に向けた体制の実効性の向上とその徹底を図りました。

連結貸借対照表

（平成29年２月28日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**6,809,305**	**流動負債**	**7,897,074**
現金及び預金	4,955,769	買掛金	701,563
売掛金	407,695	短期借入金	1,579,426
預け金	143,340	一年内返済予定の長期借入金	2,291,033
商品	12,197	一年内償還予定の社債	240,000
原材料及び貯蔵品	190,931	未払費用	970,097
前払費用	638,610	未払法人税等	586,576
未収入金	204,790	賞与引当金	53,692
繰延税金資産	185,214	株主優待引当金	35,473
その他	73,799	ポイント引当金	40,535
貸倒引当金	△3,042	資産除去債務	29,233
固定資産	**11,737,118**	その他	1,369,443
有形固定資産	**5,119,645**	**固定負債**	**6,884,670**
建物	4,043,898	社債	110,000
車両運搬具	1,092	長期借入金	5,297,041
工具器具及び備品	744,690	長期割賦未払金	25,721
土地	43,759	リース債務	8,457
リース資産	10,154	資産除去債務	1,131,946
建設仮勘定	276,050	長期前受収益	239,501
無形固定資産	**193,505**	その他	72,001
のれん	112,634	**負債合計**	**14,781,744**
商標権	1,786	**純資産の部**	
ソフトウエア	59,389	**株主資本**	**3,739,329**
その他	19,695	資本金	661,067
投資その他の資産	**6,423,967**	資本剰余金	647,099
投資有価証券	1,454,753	利益剰余金	2,502,832
長期前払費用	118,020	自己株式	△71,668
差入保証金	4,228,337	**その他の包括利益累計額**	**157,653**
繰延税金資産	461,223	その他有価証券評価差額金	14,597
その他	161,633	為替換算調整勘定	143,056
繰延資産	**191,216**	**新株予約権**	**760**
開業費	191,216	**非支配株主持分**	**58,152**
		純資産合計	**3,955,895**
資産合計	**18,737,640**	**負債・純資産合計**	**18,737,640**

（注）　記載金額はいずれも、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年３月１日から
平成29年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**30,509,871**
売上原価		**6,408,516**
売上総利益		**24,101,355**
販売費及び一般管理費		**22,460,123**
営業利益		**1,641,231**
営業外収益		
受取利息	290	
受取協賛金	76,770	
受取配当金	1,162	
受取地代家賃	47,574	
その他	99,804	225,601
営業外費用		
支払利息	87,843	
賃貸費用	53,475	
支払手数料	28,756	
持分法による投資損失	233,443	
その他	27,339	430,857
経常利益		**1,435,975**
特別利益		
固定資産売却益	2,365	
新株予約権戻入益	1,695	4,061
特別損失		
固定資産除却損	13,316	
減損損失	387,474	
その他	17,916	418,707
税金等調整前当期純利益		**1,021,329**
法人税、住民税及び事業税	780,360	
法人税等調整額	△386,195	394,165
当期純利益		**627,164**
非支配株主に帰属する当期純損失		**21,374**
親会社株主に帰属する当期純利益		**648,538**

（注）　記載金額はいずれも、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年３月１日から
平成29年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	530,148	520,148	1,940,544	△71,668	2,919,173
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	130,918	130,918			261,836
剰余金の配当			△86,251		△86,251
親会社株主に帰属する当期純利益			648,538		648,538
連結子会社株式の取得による持分の増減		△3,968			△3,968
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	130,918	126,950	562,287	－	820,156
当期末残高	661,067	647,099	2,502,832	△71,668	3,739,329

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	－	171,708	171,708	17,683	83,637	3,192,203
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						261,836
剰余金の配当						△86,251
親会社株主に帰属する当期純利益						648,538
連結子会社株式の取得による持分の増減						△3,968
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	14,597	△28,652	△14,054	△16,923	△25,485	△56,463
連結会計年度中の変動額合計	14,597	△28,652	△14,054	△16,923	△25,485	763,692
当期末残高	14,597	143,056	157,653	760	58,152	3,955,895

（注）記載金額はいずれも、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成29年２月28日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**3,969,540**	**流動負債**	**5,915,239**
現金及び預金	2,316,981	買掛金	393,821
売掛金	206,141	短期借入金	1,429,426
預け金	129,847	一年内返済予定の長期借入金	1,865,071
原材料及び貯蔵品	103,939	一年内償還予定の社債	180,000
前払費用	294,735	未払金	303,538
関係会社短期貸付金	200,000	設備関係未払金	61,903
未収入金	601,305	割賦未払金	57,599
繰延税金資産	100,210	未払費用	849,278
その他	17,999	未払法人税等	267,113
貸倒引当金	△1,620	未払消費税等	201,047
固定資産	**9,141,960**	預り金	54,319
有形固定資産	**1,565,429**	前受収益	123,032
建物	1,342,024	賞与引当金	24,998
工具器具及び備品	220,949	株主優待引当金	35,473
リース資産	2,355	ポイント引当金	34,024
建設仮勘定	100	資産除去債務	20,422
無形固定資産	**66,793**	その他	14,170
商標権	1,636	**固定負債**	**5,357,627**
ソフトウエア	51,313	社債	90,000
電話加入権	211	長期借入金	4,681,534
リース資産	13,632	長期割賦未払金	13,880
投資その他の資産	**7,509,737**	リース債務	5,557
投資有価証券	1,634,200	資産除去債務	432,792
関係会社株式	1,978,058	長期前受収益	129,198
関係会社長期貸付金	1,527,372	その他	4,664
長期前払費用	64,478	**負債合計**	**11,272,866**
差入保証金	2,021,326	**純資産の部**	
繰延税金資産	210,000	**株主資本**	**1,837,874**
その他	74,301	**資本金**	**661,067**
資産合計	**13,111,501**	**資本剰余金**	**651,067**
		資本準備金	651,067
		利益剰余金	**597,409**
		その他利益剰余金	597,409
		別途積立金	600
		繰越利益剰余金	596,809
		自己株式	**△71,668**
		新株予約権	**760**
		純資産合計	**1,838,634**
		負債・純資産合計	**13,111,501**

（注）　記載金額はいずれも、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成28年３月１日から
平成29年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**14,537,474**
売上原価		**3,495,376**
売上総利益		**11,042,097**
販売費及び一般管理費		**10,709,538**
営業利益		**332,559**
営業外収益		
受取利息	12,535	
受取協賛金	20,520	
業務受託料収入	199,241	
その他	71,212	303,509
営業外費用		
支払利息	66,387	
営業外支払手数料	28,756	
為替差損	4,826	
その他	17,574	117,544
経常利益		**518,524**
特別利益		
固定資産売却益	324	
新株予約権戻入益	1,695	2,019
特別損失		
固定資産除却損	11,535	
減損損失	191,506	
子会社株式評価損	238,275	441,317
税引前当期純利益		**79,226**
法人税、住民税及び事業税	227,595	
法人税等調整額	△310,211	△82,615
当期純利益		**161,841**

（注）　記載金額はいずれも、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年３月１日から
平成29年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	530,148	520,148	520,148	600	521,219	521,819
事業年度中の変動額						
新株の発行	130,918	130,918	130,918			
剰余金の配当					△86,251	△86,251
当期純利益					161,841	161,841
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	130,918	130,918	130,918	－	75,590	75,590
当期末残高	661,067	651,067	651,067	600	596,809	597,409

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△71,668	1,500,447	17,683	1,518,131
事業年度中の変動額				
新株の発行		261,837		261,837
剰余金の配当		△86,251		△86,251
当期純利益		161,841		161,841
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△16,923	△16,923
事業年度中の変動額合計	－	337,427	△16,923	320,503
当期末残高	△71,668	1,837,874	760	1,838,634

（注）記載金額はいずれも、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年４月19日

株式会社ダイヤモンドダイニング
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	向　井　　誠	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮　沢　　琢	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ダイヤモンドダイニングの平成28年３月１日から平成29年２月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイヤモンドダイニング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の７．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、関連会社である株式会社ゼットンとの間で、同社の連結子会社化を目的とする合意書を平成２９年４月１４日付で締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年４月19日

株式会社ダイヤモンドダイニング
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	向　井　　誠	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮　沢　　琢	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ダイヤモンドダイニングの平成28年３月１日から平成29年２月28日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
　個別注記表の９．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成２９年３月９日開催の取締役会において、会社分割の方法により持株会社体制へ移行することを決議した。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年３月１日から平成29年２月28日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び営業店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年４月20日

株式会社ダイヤモンドダイニング
監査役会

常勤監査役（社外監査役）　西　村　康　裕　㊞
社外監査役　齋　藤　哲　男　㊞
社外監査役　石　田　茂　之　㊞

以　上

新規出店状況

飲食事業

14店舗の新規出店
(9ブランド)

アミューズメント事業

7店舗を好立地に新規出店
(5ブランド)

当期における新規出店状況

平成29年2月期通期	新規出店	業態変更	退店	期末店舗数
飲食事業(国内)	14	10	6	218
飲食事業(海外)	0	0	4	3
アミューズメント事業合計	7	0	2	52
連結合計	21	10	12	273

※1.飲食事業(国内)は、業態変更による店舗統合により1店舗減。
※2.飲食事業(国内)からアミューズメント事業への事業変更により1店舗移動。

新規出店ブランド一覧(○の中の数字は出店数)

既存ブランド

7ブランド 14店舗



九州熱中屋



WINEHALL GLAMOUR



わらやき屋



ベルサイユの豚



やきとり○金



BAGUS



GRAN CYBER CAFE BAGUS

新規ブランド

7ブランド 7店舗



NIKKO KANAYA HOTEL CRAFT GRILL



五島人



焼肉 黒バラモン



天ぷら食べ放題Gachi



THE PUBLIC SIX



Carpet TOKYO

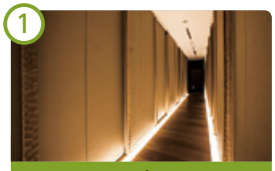

under

ダイヤモンドダイニンググループの1年

▸平成29年2月期年間カレンダー



平成28年03月18日
平成28年03月24日
池袋にBAGUSタワーオープン。
（「GRAN CYBER CAFE BAGUS　池袋西口店」・「BAGUS　池袋西口店」）



平成28年08月04日
当社代表：松村×㈱ゼットン会長：稲本氏×GLAMOROUS co.,ltd.代表：森田氏が手掛けた、新ブランドであるガストロパブ＆スポーツバー「THE PUBLIC SIX」オープン。

3月

平成28年03月31日
㈱一家ダイニング
プロジェクトへ出資。

4月



平成28年04月28日
平成28年に40周年を迎えたBEAMSが手掛ける、
日本のモノ・コト・ヒトを応援するプロジェクトBEAMS “TEAM JAPAN”に参画。
BEAMS×小山薫堂×㈱ダイヤモンドダイニングが手掛けた新ブランド
「NIKKO KANAYA HOTEL CRAFT GRILL」オープン。

8月

平成28年08月29日
新ブランドである会員制Bar Lounge＆Private Room「under」オープン。

平成28年09月01日
㈱ゼットン持分法適用関連会社化。



平成28年09月15日
㈱ダイヤモンドダイニング×㈱ゼットン
共同記者会見開催。公開買付結果、シナジー効果及び資本業務提携と今後についてのご説明。



平成29年02月07日
㈱ゴールデンマジックは五島市との間で「地域活性化連携協力に関する包括連携協定書」を締結。

平成28年12月13日、14日
「野村IR資産運用フェア2016」出展。

9月



平成28年09月25日
「第33回ハレアイナアワード2017」ハワイ全3店舗“ゴールド賞”受賞。

平成28年09月26日
『DD Web マーケティングシステム』始動。

10月



平成28年10月05日
表参道にハワイウェディング事業の国内サロン「Cheers Wedding Omotesando Salon」オープン。

12月

2月

平成29年02月10日
新ブランド「焼肉 黒バラモン田町店」、五島市初の公認居酒屋である新ブランド「五島人 田町店」を同時オープン。㈱ゴールデンマジック直営100店舗目出店達成。

株主総会会場のご案内図

会　場　東京都千代田区大手町一丁目3番7号 **日経ビル3階 日経ホール**

交通のご案内

▶東京メトロ

- ●千代田線　「大手町駅」神田橋方面改札より　徒歩約2分
- ●丸ノ内線　「大手町駅」
  サンケイ前交差点方面改札より　徒歩約5分
- ●半蔵門線　「大手町駅」皇居方面改札より　徒歩約5分
- ●東西線　「大手町駅」中央改札より　徒歩約9分
  「竹橋駅」4番出口より　徒歩約2分

▶都営地下鉄

- ●三田線　「大手町駅」大手町方面改札より　徒歩約6分



地下（大手町駅）からお越しの場合

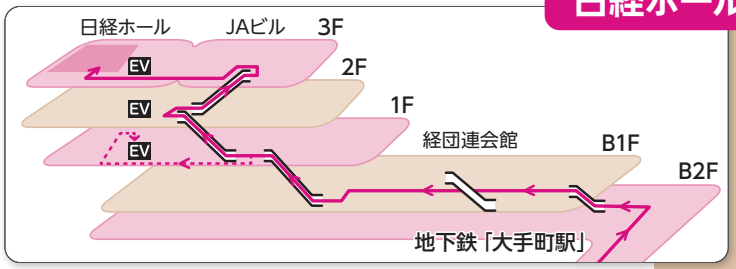

地上（竹橋駅・大手町駅）からお越しの場合

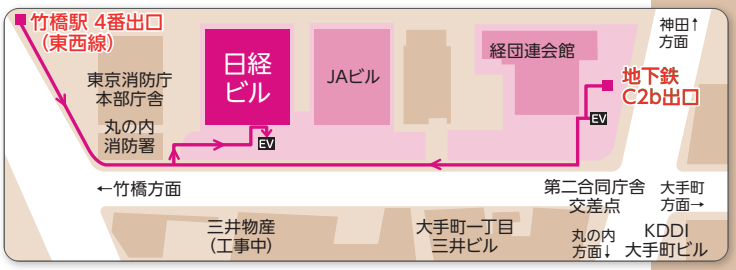

駐車場の用意はいたしておりませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。